様式第25（第31条第２項関係）（平24経産令２・全改、令２経産令92・一部改正）

鉱業代理人代理権消滅届

年　　月　　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所

鉱業権者　氏名又は名称

下記のとおり、鉱業代理人の代理権は消滅したので、届け出ます。

記

１　鉱業権の登録番号

２　鉱区の所在地

３　目的とする鉱物の名称

４　鉱山の名称

５　鉱業代理人　　住所及び氏名

６　委任の範囲

備考

１　様式第２の備考６に準ずる。

２　様式第13の１の備考３に準ずる。